

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策1 福祉サービスの適切な利用の促進

主な取組・事業(1)	福祉サービスの情報発信	計画書	P57	～	P57
------------	-------------	-----	-----	---	-----

評価①

市	事業・取組	ふれあい通信の配付	月に1回、市政情報等のお知らせチラシである「ふれあい通信」を作成し、対象世帯に配付をすることで、福祉サービス等の情報提供を図ります。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 市内在住の70歳以上のひとり暮らし及び高齢者世帯に対し、定期的に訪問し、市が毎月発行する「ふれあい通信」を届けた。	
	課題及び今後の取組方針	ふれあい相談員の確保が難しくなっていることが課題のため、市民全体に対して事業のPR、募集活動を積極的に行う。	

社協	事業・取組	報道機関の活用	各種事業において事業予告および事業実施の報告等の発信を行い、社会福祉協議会のPRを強化します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 各種事業の実施報告等にあたり、新聞社、地域新聞、テレビ局、ケーブルテレビなどのメディアへ計24回の取材依頼を行い、積極的なPR活動を実施した。	
	課題及び今後の取組方針	今後も継続して各報道機関等への情報発信(取材依頼)を行い、社会福祉協議会のPR強化を図る。	

社協	事業・取組	電子媒体の活用	紙媒体の広報誌「ふくぴーだより」をはじめ、SNS等の電子媒体を活用し、市民に対する情報発信の幅を広げます。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 各報道機関への情報発信以外に、社協広報紙「ふくぴーだより」を年6回発行して周知をした。また、公式ホームページやFacebookを活用し、各種事業の実施報告などを実施した。	
	課題及び今後の取組方針	広報紙やホームページ、Facebookによる情報発信を継続するとともに、媒体等も効果的に活用し、より多くの市民へ迅速に情報を伝達できるようにする。	

評価②

数値目標			R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値		10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115					
社協	法人後見事業受任件数	目標値		10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11					
社協	権利擁護事業契約者数	目標値		—	—	5	10	20	2
		実績値		—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値		74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69					
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値		3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3					
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値		70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4					

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

●各報道機関への情報発信以外に、社協広報紙「ふくびーだより」を年6回発行して周知をした。また、公式ホームページやFacebookを活用し、各種事業の実施報告などを実施した。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

●Facebookだけでなく、その他の電子広報ツールの活用を図る。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

3

2

1

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策1 福祉サービスの適切な利用の促進

主な取組・事業(2)	福祉サービスの質の向上	計画書	P58	～	P58
------------	-------------	-----	-----	---	-----

評価①

市	事業・取組	事業所への支援・指導	社会福祉事業の経営に係る指導監督等の事務を行い、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営の確保を図ります。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	利用者が安心して福祉サービスを受けられるよう、社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営の確保と業務水準の向上を図るため、関係法令に基づき指導監査を行う。	

市	事業・取組	各種サポーター養成事業	生活サポーター(あったかいご員)・ますます元気サポーター・認知症サポーターを養成するため、講座の開催や講師の派遣をすることで、福祉サービスの質の向上を図ります。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	あったかいご員やますます元気サポーターなど、地域において活動するボランティアを養成するための各種講座の開催や講師の派遣、ボランティアの交流会等を行った。 また、認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトに対して勉強会を開催した。	

社協	事業・取組	事業所・学習会の実施	介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所が定期的に集まるサロンを開催し、サービス種別ごとの情報交換や情報共有を通じて事業所及び職員の質の向上を図ります。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	栃木市の福祉力向上と地域共生社会の実現に向け、福祉関係者(介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所)の連携強化を目的に、令和8年1月に「栃木市事業所交流・学習会(丸ごと障介サロン)」を開催し29人の参加があった。 また、市内介護保険事業所等の活性化と福祉サービスの一層の充実を図るために栃木市在宅介護サービス事業所連絡会の事務局を担い、会員へのメールを活用した情報発信、研修会を行い28人の参加があった。	

評価②

数値目標		R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値	10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115				
社協	法人後見事業受任件数	目標値	10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11				
社協	権利擁護事業契約者数	目標値	—	—	5	10	20	2
		実績値	—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値	74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69				
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値	3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3				
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値	70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4				

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

● 栃木市の福祉力向上と地域共生社会の実現に向け、福祉関係者（介護保険事業所・障がい福祉サービス事業所）の連携強化を目的に、令和8年1月に「栃木市事業所交流・学習会（丸ごと障介サロン）」を開催し29人の参加があった。また、市内介護保険事業所等の活性化と福祉サービスの一層の充実を図るために、栃木市在宅介護サービス事業所連絡会の事務局を担い、会員へのメールを活用した情報発信、研修会を行い、28人の参加があった。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

● 介護保険事業所と障がい福祉サービス事業所の連携する場は少なく、制度改正や多様化する利用者ニーズへの対応などについて、継続して情報交換する場を提供する必要がある。しかし、福祉事業所職員は日常業務に追われ、情報収集や研修会の企画立案を実施することが難しい。今後参加者からの意見を基に、研修会や情報発信をしていく。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

・

3

・

2

・

1

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策2 権利擁護体制の充実

主な取組・事業(1)	権利擁護の理解促進と利用支援	計画書	P59	～	P60
------------	----------------	-----	-----	---	-----

評価①

市	事業・取組	栃木市成年後見制度 利用促進計画	「栃木市成年後見利用促進計画」のもと、地域連携ネットワークの強化や総合的な権利擁護支援策等に取り組む中で、成年後見制度の理解促進及び利用者の早期発見を図り、制度の利用につなげることで、成年後見制度の利用促進を図ります。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 地域包括支援センター等市の相談窓口や栃木市成年後見サポートセンターにおいて、認知症などで判断機能が低下した高齢者本人や家族からの相談に応じた。 また、成年後見制度の普及啓発活動や市民後見制度の普及や市民後見人の育成も併せて実施した。	
	課題及び今後の取組方針	利用対象者の早期発見は課題となっているため、既存の相談機関との連携強化を図り、利用対象者の早期発見に努めていく。 啓発事業や出前講座にて成年後見制度の普及啓発を図っているところだが、制度理解を促進するため制度の周知・普及啓発を引き続き進めていく。	

市	事業・取組	配偶者等からの暴力に関する 相談支援	女性相談支援員が配偶者等からの暴力に関する相談支援を行います。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 配偶者等からの暴力に関することについて、女性相談支援員(計4名)が電話、来所により相談を受けた。	
	課題及び今後の取組方針	配偶者等からの暴力を受けた相談者が安心して相談できる体制(専門ダイヤル、相談場所非公開等)を引き続き実施していく。	

社協	事業・取組	法人後見事業	認知症の高齢者や障がい等で、判断能力が不十分のため意思決定が困難な人に成年後見制度を活用し、財産管理や身上保護を提供することにより権利を擁護します。親族や専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士など)による後見人等が得られにくい人に対し、家庭裁判所の審判を経て、栃木市社会福祉協議会が法人として後見人等を受任します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 親族や専門職による後見人の確保が困難な対象者に対し、家庭裁判所の審判を経て、本会が法人として成年後見人等を11件受任した。 法人後見業務の適正な実施を担保するため、法人後見受任の適否判断や業務指導を行う法人後見運営委員会(学識経験者や行政職員等で構成)を年3回開催した。 さらに、適正な後見業務の遂行を目的として、司法書士や地域包括支援センター、障がい児者相談支援センター、あすてらす・とちぎ等の関係機関担当者による法人後見ケース検討会議を年4回開催し、成年後見制度を必要とする案件か、どのような支援が必要か等の検討を行った。	
	課題及び今後の取組方針	令和9年度より成年後見制度の法改正が予定されている。今後どのような実務が求められるか国の動向を注視し、適切に対応していく必要がある。 引き続き関係機関と連携し、適正な受任と支援活動を実施していく。	

社協	事業・取組	日常生活 自立支援事業の実施	住み慣れた地域で安心して暮らすために、認知症の高齢者や知的障がい、精神障がいのある人など判断能力に不安がある人の福祉サービス及び金銭管理を支援します。
	事業概要	「誰(何)を」「どう方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	市内の認知症高齢者や知的障がい者等、判断能力が十分でない方や日常生活に不安がある方の生活をサポートするため、専門員2人、生活支援員23人を配置し、各種相談への対応や福祉サービス利用援助、金銭管理サービス等の支援を48人の利用者に1,143件実施した。	

社協	事業・取組	(仮称) 栃木市未来ホッとあんしんサポート事業	身寄りのない高齢者等の生活上の課題に向き合い、安心して歳を重ねることができる社会をつくっていくため、包括的な相談・調整窓口の設置及び経済的な理由等により、民間による支援を受けられない人を対象に、総合的な支援パッケージを提供していきます。
	事業概要	「誰(何)を」「どう方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	令和7年度で「持続可能な権利擁護支援モデル事業」が終了となり、令和9年度より新たな制度が施行される見込みである。 新制度の概要や実務についての情報収集等を行った。	

評価②

数値目標		R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値	10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115				
社協	法人後見事業受任件数	目標値	10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11				
社協	権利擁護事業契約者数	目標値	—	—	5	10	20	2
		実績値	—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値	74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69				
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値	3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3				
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値	70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4				

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

●市内の認知症高齢者や知的障がい者等、判断能力が十分でない方や日常生活に不安がある方の生活をサポートするため専門員2人、生活支援員23人を配置し、各種相談への対応や福祉サービス利用の援助、金銭管理サービス等の支援を48人の利用者に1,143件実施した。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

●栃木県社会福祉協議会の方針により、令和8年度から生活支援員の身分が有償ボランティアから雇用契約へと転換された。これまでの生活支援員は高齢層が多く、今後は新たな生活支援員の確保(雇用)が必要となるが、利用者の支援に支障が生じないよう取り組んでいく。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

・

3

・

2

・

1

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策2 権利擁護体制の充実

主な取組・事業(2)	虐待防止対策の推進	計画書	P60	～	P60
------------	-----------	-----	-----	---	-----

評価①

市	事業・取組	高齢者等虐待防止対策の促進	虐待防止に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、地域での声掛けなどを通じて、見守り体制を築いていけるよう推進します。 また、各相談機関を中心に相談しやすい体制づくりを推進し、虐待の相談を受けた場合は、被虐待者を取り巻く関係者と早期にケース会議を行った上で、迅速な対応を進めていきます。
	事業概要	「誰(何)を」「どうの方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 【高齢】警察、介護保険事業所、民生委員等の関係機関と連携を図り、早期発見及び高齢者虐待対応に努めている。各相談機関との体制づくりでは、高齢者虐待対応等の権利擁護研修会を開催している。また、庁内に虐待防止等対策委員会を設置し、地域包括支援センター新任職員、現任職員虐待研修を実施した。 【障がい】障がい者と障がい児者支援施設の管理者を対象に虐待防止研修を実施し、虐待通報があった際には迅速な対応を第一にケース会議や安全確認を実施した。	
	課題及び今後の取組方針	【高齢】高齢者虐待に関する相談数は令和4年以降増加傾向であり、今後も普及啓発活動を行い見守り体制及び相談しやすい体制づくりが必要である。また、高齢者虐待における職員の対応能力向上に向けての研修会を実施予定であり、高齢者虐待事後検証の取り組みを行い、高齢者の権利擁護を保護するために迅速な対応を進めていく。 【障がい】虐待防止のための意識啓発が課題であるため、今後も研修の機会を設ける。	

市	事業・取組	児童家庭相談事業	家庭における適正な児童養育その他家庭児童福祉の向上を図るため、家庭相談員による各種の相談指導を行います。
	事業概要	「誰(何)を」「どうの方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 児童福祉法に基づき、子どもとその家庭及び妊産婦の福祉に関し、養育環境の実情把握に努め、相談援助や指導、その他必要な支援を行い、その家庭に必要な社会資源等の情報提供を行った。	
	課題及び今後の取組方針	引き続き養育環境の実情把握に努め、相談援助や指導、その他必要な支援を行う。	

評価②

数値目標			R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値		10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115					
社協	法人後見事業受任件数	目標値		10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11					
社協	権利擁護事業契約者数	目標値		—	—	5	10	20	2
		実績値		—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値		74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69					
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値		3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3					
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値		70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4					

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

●相談機関や支援施設等を対象に研修会を開催し、虐待防止・権利擁護等の意識啓発を図った。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

●虐待防止のための意識啓発が課題であること、また、職員の対応能力向上のため、今後も研修の機会を設ける必要がある。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

・

3

・

2

・

1

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策3 生活困窮、こどもの貧困対策の推進

主な取組・事業(1)	生活困窮者に対する相談支援機能の充実	計画書	P61	～	P62
------------	--------------------	-----	-----	---	-----

評価①

社協	事業・取組	生活困窮者 自立支援事業	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、本人の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援、家計管理に関する支援、滞納の解消や各種制度等の利用に向けた支援、債務整理に関する支援、貸付のあっせん等を行うための家計相談を行います。 また、フードバンク等のイベントを通じ事業の周知を併せて行います。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的・経済的に自立することを目的に、支援対象者の個々の状態に応じた自立相談支援を262件受け付け、各種プランを57件作成した。 また、食品ロス削減と地域福祉の向上に資することを目的に、「栃木市フードバンク事業」を実施し、187件の食料品や日用品の寄附をいただいた。	

社協	事業・取組	くらしサポート事業 (緊急一時支援事業)	生活困窮者等に対し、緊急一時的な衣服、食糧、日用品等を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により自立を支援します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる	
	課題及び今後の取組方針	相談等の場において、生命の維持や自立に向けて一時的な食料支援が必要と判断される相談者に対し、米や缶詰等の食料を支給した。 また、学習支援事業に参加する児童・生徒の世帯のうち、米や生活用品の配付を必要とする世帯に対しても、年間477件の物品提供を行い、生活の安定と学習継続を支援した。	

評価②

数値目標		R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値	10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115				
社協	法人後見事業受任件数	目標値	10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11				
社協	権利擁護事業契約者数	目標値	—	—	5	10	20	2
		実績値	—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値	74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69				
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値	3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3				
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値	70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4				

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

●生活困窮者が困窮状態から早期に脱却し、社会的・経済的に自立することを目的に、支援対象者の個々の状態に応じた自立相談支援を262件受け付け、各種プランを57件作成した。また、食品ロス削減と地域福祉の向上に資することを目的に、「栃木市フードバンク事業」を実施し、187件の食料品や日用品の寄附をいただいた。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

●相談者の問題は多種多様で複合的であることから、「制度の狭間」に陥らないよう、支援員には幅広い知識と関係機関との連携を求めている。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

・

3

・

2

・

1

基本目標3 福祉サービスを利用しやすい地域づくり

基本施策3 生活困窮、こどもの貧困対策の推進

主な取組・事業(2)	こどもの貧困対策の推進	計画書	P62	～	P62
------------	-------------	-----	-----	---	-----

評価①

市	事業・取組	こども食堂の支援	こども食堂の開設及び運営に必要な経費の一部を補助することにより、食事の提供、学習の支援等を通してこどもの居場所づくりを促進します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 子ども食堂への開設・運営補助金を支給した(8団体)。市内子ども食堂についてHPで周知した。	
	課題及び今後の取組方針	子ども食堂の実施団体の増加、既存団体の子ども食堂実施回数の増加に向けて、補助金の適正な運用及び補助金の増額、補助メニューの拡充等を検討していく。	

社協	事業・取組	こどもの学習・生活支援事業	「貧困の連鎖」の防止のため、生活困窮世帯での養育相談や学び直しの機会の提供、学習支援とともに必要に応じて、日常生活生活支援も併せて行います。 また、高校受験・進路決定の一助となりえる模擬試験の受験を促進するため、中学3年時に年2回の受験料を助成します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 生活困窮等の理由から学習環境に課題のある世帯の小・中学生を対象に、学校授業の補習や進学のための学習支援を毎週土曜日に実施し、延べ385人が参加した。 また、通所が困難な小・中学生に対しては通信学習を実施し、37人が受講した。 さらに、長期休み期間(夏休み・冬休み)には「短期集中サポート塾」を開催して延べ145人が参加したほか、生活面や進路に関する相談などを随時実施した。	
	課題及び今後の取組方針	通所を利用する生徒が年々減ってきていますが、事業の対象を就学援助制度を利用している準用保護世帯と生活保護世帯の中学生としており、家庭の経済状況という繊細な問題があることから積極的な募集が難しいという課題があります。 通所が困難な生徒を対象に送迎を行い、利用者数の増加を図っていきます。	

社協	事業・取組	くらしサポート事業 (緊急一時支援事業)	生活困窮者等に対し、緊急一時的な衣服、食糧、日用品等を提供し、健康状態の悪化を防止すること等により自立を支援します。
	事業概要	「誰(何)を」「どうする方法で」「どうしたか」「対象」「手段」を記入する ※懇談会の意見があれば反映させる 相談等の場において、生命の維持や自立に向けて一時的な食料支援が必要と判断される相談者に対し、米や缶詰等の食料を支給した。 また、学習支援事業に参加する児童・生徒の世帯のうち、米や生活用品の配付を必要とする世帯に対しても、年間477件の物品提供を行い、生活の安定と学習継続を支援した。	
	課題及び今後の取組方針	市民、市内企業等からの寄付だけではなく、市内スーパーと共催してのフードドライブ実施などで、緊急一時支援に必要な食料品等の安定的な確保に今後も努めていきたいと考えておりますが、食料品等を保管する専用の場所がなく、市の施設の一角を借りているのが現状で、保管場所の確保が課題となっております。	

評価②

数値目標			R06	R07	R08	R09	R10	R11	自己評価
市	ふれあい通信年間配付部数	目標値		10,900	11,300	11,600	11,900	12,100	4
		実績値	10,603	11,115					
社協	法人後見事業受任件数	目標値		10	12	14	16	18	4
		実績値	10	11					
社協	権利擁護事業契約者数	目標値		—	—	5	10	20	2
		実績値		—					
市	高齢者等虐待に関する相談実人数	目標値		74	70	66	62	58	3
		実績値	80	69					
社協	生活困窮者自立支援事業周知活動実施数	目標値		3	3	5	5	6	4
		実績値	3	3					
社協	中学3年生通学・通信登録者の模試受験率	目標値		70	70	80	80	90	4
		実績値	53.8	84.4					

点数	評価基準
4	順調に進んでいる
3	概ね順調だが不十分な点が少しある
2	実施されている部分もあるが、不十分な点が多い
1	実施方法も含め改善が必要である

評価③

【取組における成果】【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

【取組における成果】

●生活困窮等の理由から、学習環境に課題のある世帯の小・中学生を対象に、学校授業の補習や進学のための学習支援を毎週土曜日に実施し、延べ385人が参加した。また、通所が困難な小・中学生に対しては通信学習を実施し、37人が受講した。さらに、長期休み期間(夏休み・冬休み)には「短期集中サポート塾」を開催して、延べ145人が参加したほか、生活面や進路に関する相談などを随時実施した。

【施策の方向性の実現に向けた課題・方針】

●通所を利用する生徒が年々減ってきているが、事業の対象を就学援助制度を利用している準用保護世帯と生活保護世帯の中学生としており、家庭の経済状況という繊細な問題があることから、積極的な募集が難しいという課題がある。また、通所が困難な生徒を対象に送迎を行い、利用者数の増加を図る。

評価④

推進懇談会評価

・介護保険事業所と障害福祉サービス事業所間における横のつながりは不十分である。65歳到達時の円滑な制度移行を図るためにも、事業所間の情報共有や「顔の見える関係づくり」などの連携体制を強化していただきたい。
・養成された各種サポーターが多様な地域活動へ参加できるよう支援するとともに、既存の拠点を有効に活用し、多様な活動をしていただくことで地域の支援体制を広げていただきたい。

基本目標の実現に向けた現状の評価

④

・

3

・

2

・

1